

通告に従い、分割方式で質問いたします。

はじめに、地方自治について、「自治体戦略2040」について質問します。

①基礎自治体の重要性について

安倍首相は、財界との議論を中心に、「自治体戦略2040構想」の具体化を図ってきました。その中身は、「市町村ではなく、連携中枢都市圏や定住自立圏のような圏域を地方行政の単位として法制化し、住民サービスの標準化・共通化・広域化によって公務員を半減させ、公共サービスをAIやロボット、民間企業に任せる」という地方自治制度の大改革を推し進めるものです。

大きくは4つの柱が掲げられ、そのひとつである「圏域行政」は、この間、大分市も「連携中枢都市」に指定され、圏域行政推進の立場ですすめており、わが会派は一貫して、この推進に反対して参りました。

昨年11月、全国町村会は、圏域行政の推進について、「都市部を中心とした行政の集約化・効率化につながるものが強く懸念され、周縁部の町村を衰退に追い込む危険性をはらんでいる」と指摘し、広域連合など現行の広域行政制度の検証もない法制化は「自治権を大きく損なう」「このような圏域行政の推進に断固反対する」という特別決議を上げています。

圏域化は「選択と集中」をさらに加速させ、過疎化を広げ、住民の福祉を守るという自治体本来の機能を損なうことにつながります。こうした懸念から、圏域行政への批判が全国に広がり、本年6月に出された地制調の答申では、「圏域」行政を法制化する記載が見送られることになりました。自治体から出された圏域行政への懸念の声を、今後、大分市においても真摯に検証することを求めます。

構想のもうひとつの柱である、「公共私の連携(ベストミックス)」は、公共サービスの市場化やエリアマネジメント(住民同士の支えあい)をすすめる、主に社会保障に関するサービスを「公」から「民」へと責任転換するのが狙いです。

この度の新型コロナパンデミックで、基礎自治体の役割と責務が改めて問われることになりました。日本共産党の志位委員長は、党創立98周年記念講演の中で、「1990年代の地域保健法による「業務効率化」や、2000年代の「地方分権改革」による国の責任後退のもとで、全国の保健所数は1990年の850カ所から、2019年には472カ所へと激減」と語り、新自由主義路線が社会のあらゆる分野から「ゆとり」を奪い脆弱にってしまったことを厳しく指摘し、『効率至上主義』からの転換を求めました。

市町村合併によって自治体機能が住民から遠くなり、今回のような生命を脅かす国難に立ち向かう自治体の底力を低下させたことを猛省すべきです。

ところが、この2040構想は、それぞれの自治体がこれまでのような機能を備える必要はないとして、「フルセット主義からの脱却」を謳っています。「人口が減るから」「お金がかかるから」、集約化の大きな理由はこの2点です。しかし、先ほどから述べているように、新型コロナや想定を上回る自然災害など、現代社会で新たに生じる困難に対応するためには、「広域で」「民間で」という考え方

は、今日の課題解決に逆行するものに他なりません。そこで、質問いたします。

①憲法92条で定められている地方自治の本旨、つまり「住民自治・団体自治」の重要性について総務部長の見解を求めます。

②自治体職員について

2040構想のもうひとつの柱は、「スマート自治体への転換」です。マイナンバーカードの普及と併せ、地方行政のデジタル化をすすめ、行政手続きの約9割をオンライン化することを狙っています。

現在、AIやロボテックスの活用を広げようと、個人情報保護の規制を取り払い、「未来都市」をつくるため「スーパーシティ法(改定国家戦略特区法)の区域指定が進められようとしています。行政サービスのデジタル化による個人情報やビッグデータの市場開放は言語道断であり、マイナンバーカードの強制は憲法違反です。

コロナ禍において、オンライン化の必要性は確かに高くなったといえますが、一方で、デジタル化の普及で自治体職員の削減が行われては本末転倒です。これは、自治体業務本来の使命を奪うことにもつながります。地方自治体の業務は、単なる事務作業や受け付け機関ではないからです。

真っ先にデジタル化の対象とされたのは自治体の「窓口業務」ですが、住民と直接かかわる職員は、市民の重要な個人情報に関わりながら、来庁者が求める目的を提供すると同時に、コミュニケーションを取りながら状況を把握し、時として関連する他部局の制度や窓口につなぐなど、専門性と柔軟性が求められる業務です。

滋賀県野洲市では2016年、税金を滞納した市民など生活困窮者を支援する「くらし支えあい条例」を制定し、税金や水道料金、給食代などの滞納を市民からのSOSのシグナルと捉え、窓口の職員が積極的に生活支援につなげる「アウトリーチ」の取り組みを推進しています。

こうした人的対応は、デジタル時代の中でこそ重視すべきであり、AIやロボテックスには取って代われない業務ともいえます。

今こそ、公務員がもっている専門性やスキルを活かすために、職員が安定して働き、その使命を全うできるよう、人的削減は行うべきではありません。行政改革による自治体職員の削減をやめ、また、「会計年度任用職員」という法制度による、非正規の正当化を許すことはできません。そこで質問いたします。

②今後、正規・非正規を問わず、公務労働についての、持続性・安定性・専門性をどのように認識しているか見解を求めます。

2. 全世代型社会保障について(福祉保健部)

①介護保険制度について

安倍政権は、社会保障の財源は消費税で賄うとして増税の痛みを国民に押し付け、さらに介護

保険を金銭給付方式にすることで、公の財産の支出や利用を制限する憲法89条をゆがめ、福祉にかかる財源が企業へと流れる仕組みに変え、市場化を促しました。

安倍首相が、内閣府に設置した「全世代型社会保障検討会議」は、財界主導ですすめられており、昨年12月の中間報告では、定年延長と年金支給開始の引き上げ、マクロ経済スライドによる7兆円もの年金削減、75歳以上の医療費2割負担、介護サービス利用料の負担増、要介護1・2の保険給付外し、医療用薬品の保険給付外し、薬剤費の一定額自己負担など、更なる改悪メニューが並びました。

当初、「最終報告」は今年の夏に出される予定でしたが、新型コロナを理由に「第2次中間報告」が出され、最終報告は今年12月頃とされています。この最終報告が、今後、社会保障制度に及ぼす影響が懸念されます。

社会保障の制度改革は、「高齢者にお金がかかる」と世代間対立をあおり、「全世代型」という言葉で公平性をイメージさせながら、社会保障にかかる財源を更に抑制するのがねらいです。結局は全世代への負担増にほかなりませんが、特に抑制のターゲットになっているのが介護保険制度です。「お金がかかる」「人手が足りない」というおさまりの理由で、介護サービスを「公」から「民」へ責任転換し、いまや政府は「健康自己責任論」さえ打ちだしています。

介護保険は強制加入させられる制度ですが、実際の利用は決して多くありません。厚労省の「介護保険事業状況報告書」2020年3月暫定版の概要によれば、65歳以上の高齢者数に対する第1号被保険者の認定者数の割合は18.5%です。認定を受けた人すべてがサービスを利用しているとは限らず、介護給付サービスの利用率はこれをさらに下回ると考えられます。高齢化社会を迎えるにあたり、健康寿命延伸の観点から介護予防の取り組みは確かに重要です。しかし、介護が必要となった高齢者に介護給付サービスが速やかに提供されなければ、公的社会保障制度とは言えません。

全世代型社会保障のこれまでの流れから、今後、実績評価、インセンティブ強化は容易に想像できます。高齢者の生活を支える介護保険サービスを、これからどのように提供するかが問われています。そこで質問いたします。

③今後、高齢者が介護保険サービスを受ける権利について、どのように認識しているか見解を求めます。

②ケア労働について

介護保険のみならず、医療の診療報酬や障がい福祉の報酬改定など、福祉現場に痛打を与える改悪が続いています。これまで看護や介護・障がい福祉や保育など、医療や福祉現場の担い手不足と処遇改善が、長らく課題とされてきました。しかし、こうした「ケア労働」への処遇改善はまだ十分とは言えません。

6月議会で、我が会派の岩崎議員が介護労働者の処遇改善について質問した際、国の処遇改善加算について答弁されました。しかし、この処遇改善加算が抜本的な解決策になっていないから問題なのです。それは、国が介護労働者の処遇改善を事業者に押し付けてきたことに大きな

原因があります。現場のケア労働者は、処遇改善どころか、市場化による非正規化で離職が進み、深刻さを増しています。

一方で、全世代型社会保障検討会議の第2次中間報告を見ると、「すべての世代が相互に支えあう仕組みに転換する」として、地域住民に支えあいを求め、財政措置を伴う具体策は、最新テクノロジーの導入やデータ活用が中心です。人へ…ではなく、AIの活用やビッグデータ整備に議論が集中し、担い手不足の根本的な解決策にはなっていません。

確かに、最新技術の活用は介護職員の負担軽減にはなるでしょうし、災害時や日常生活において住民同士の助け合いは重要です。しかし、社会保障制度の運営に欠かせないのは、やはり、ケア労働者増やすための財政措置です。

コロナ禍への対応は必要ですが、何より、「福祉は人」です。特に、障がい福祉や介護の担い手不足の解消は、今後、事業を維持するために早急な支援策が求められます。「ケア労働」は複数の部局に係ることですが、今回は福祉保健部長に伺います。

④福祉現場の担い手不足を本市としてどのように解消していくか、見解を求めます。

③制度の運用について

2017年の介護保険法の改定(地域包括ケアシステム強化法)で打ち出された、「市町村の保険者機能の抜本的強化」により、「自立支援・重度化防止」の取り組みが制度化され、インセンティブ(保険者機能強化推進交付金)が付与されるようになりました。国は、市町村に交付金という「アメ」をぶら下げ、目標設定と評価の義務化という「ムチ」で、要介護認定を抑制し、介護サービスの利用を抑え、給付費を減らすよう駆り立てています。

2020年度からは、さらに新たなインセンティブ(保険者努力支援交付金)が上乘され、政策誘導はいつそう強化されています。今後も介護保険制度の運用は、国の財政措置が大前提ですが、介護予防が中心となり、インセンティブ強化による財政措置にシフトすれば、サービスの抑制につながり、生命の危機や重篤化を引き起こすことにもなりかねません。そこで質問いたします。

⑤命にかかわる事態を招かないよう、今後、介護サービスをどのように提供していくか、見解を求めます。

3. 新型コロナ対策

収入が激減した世帯への支援について(市民部)

①国保の減免制度の活用について

新型コロナウイルス対策のひとつとして、国民健康保険税の減免措置があります。

大分市では6月中旬から受付が始まっており、9月1日現在申請が394世帯、そのうち減免実施は292世帯と聞いています。コロナの国保減免については、4月8日付けと5月11日付けで、国から2度の通知が出されております。この通知に基づき国保減免の活用をすすめることは、国保加入者の生活維持、事業継続のために重要なことだと考えます。そこで質問いたします。

⑥コロナ対策の国保減免を広げるため、各部局とも連携して周知を広げ、国の通知に基づい

た速やかな対応で、減免制度の活用をすすめるべきと考えます。市民部長の見解を求めます。

②各部局の連携について(福祉保健部)

この間、大分市でも様々なコロナ対策支援が行われていますが、各申請窓口で、部局を超えた支援メニューの情報提供がなされることは大変重要です。

先ほど述べた滋賀県野洲市の取り組みのように、「相談は市民からのSOS」と認識し、他の支援につなげていくことが、「だれも取り残さず命と暮らしを守る市政」をつくります。これこそが、自治体職員の使命です。相談や申請にこられる方の暮らしと生業を守るために、各部局の連携体制が求められます。そこで質問いたします。

⑦それぞれの窓口において、他部局の支援にもつながるよう、生活保護の利用も含め、情報提供や声かけを行っていくべきと考えます。今回は福祉保健部長の見解を求めます。

③就労支援について(商工労政部)

9月3日付けしんぶん赤旗に、総務省が発表した7月の労働力調査結果が掲載され、非正規雇用者数が対前年同月比131万人減少したと報じました。この数は、新型コロナの影響が顕在化した3月から5カ月連続の減少で、減少幅は比較可能な2014年1月以降最大となっています。経済活動の停滞が雇用環境を直撃し、とりわけ非正規労働者に集中していることも明らかになっています。

厚労省が発表した8月末時点のコロナ関連の解雇・雇止め数は、全国で5万人を超え、大分県は441人となっています。本来ならば大分市での、解雇や雇止めの詳細な状況を把握したかったのですが、情報は得られませんでした。

この間、私のところにも職を失った女性が生活相談に来られ、「市外に住む親の介護もあり、生計が立たない。早く仕事を見つけない」との切実な悩みを語られました。その一方で、介護や保育、障がい福祉の現場からは、「働ける人を探している」との声が寄せられます。

就労支援や人手不足解消は、経済の活性化にも欠かせない課題です。通常、ハローワークやインターネットでの職探しは一般的ではありますが、仕事を探す時間的、物理的余裕がない方もおられます。そこで質問いたします。

⑧市民への就労支援、地元事業者への担い手確保の観点から、市役所を訪れた際、求人情報を気軽に見ていける場を提供してはどうでしょうか。商工労政部長の見解を求めます。

4. 公共事業について(企画部)

①荷揚町小学校跡地の利活用について

荷揚町小学校跡地の利活用については、BTO方式で第3庁舎を建設するとして、すでに議会では約100億円の債務負担行為が可決されています。

これまでPFIによる公共事業の問題点を指摘し、この整備方針には一貫して反対の立場ですが、このまま進むことも容認できませんので、建設にあたり質問してまいりたいと思います。

この「中心市街地公有地利活用」については、平成30年12月から1か月間と、令和元年10月から1か月間、それぞれ市民意見公募が行われましたが、これは22街区・54街区もあわせた意見公募でした。後者のアンケートについては、募集で寄せられた民間アイデア、荷揚町については5件のアイデアに対するアンケートではありましたが、この時点で示された提案は、建物の青写真に過ぎません。このアンケートで荷揚町小学校跡地について寄せられた意見は、わずか3件です。およそ100億円もの公金が投入される事業ですが、これでは市民の意見が十分反映されたものとは到底言えません。そこで質問します。

⑨「新たに建設される第3庁舎についての意見募集」とはつきり示し、あらためて建設についての意見募集を実施すべきと考えます。見解を求めます。

②PFI導入について

政府はこれまで、以前破綻が相次いだPFIを再び全国の自治体に導入させるため、「骨太の方針2019」でも、「公共サービスにPPP/PFIを積極的に活用し企業参入を促す」ことを明確に打ち出し、自治体に圧力をかけています。大分市においても、10億円以上の公共事業は、優先的にPFIを導入するルールが定められています。

PFIは民間資金を活用することでコストが抑えられるとされています。しかし、建設にかかる資金の借入金利を比較すると、市債よりも民間の金利の方が高く、総合的にみても大きな差はないとも言われます。

むしろ、施設運営においては、直営が物的経費と人的経費で行われるのに対し、PFIで民間が行うと、コストを下げながらも、物的経費と人的経費の上に企業の利益を生み出す必要があるため、どうしても人的経費にしわ寄せが生じます。パートやアルバイトなどの非正規が増え、官製ワーキングプアを生み出し、サービス低下を招くおそれもあります。

また、事業の大規模化で大企業の参入が中心となり、地元業者は下請け、孫請けという形の参入になりかねません。貴重な税金を使うのが公共事業です。少々割高であっても、地元企業の仕事おこしと捉え、中小業者の儲けにつながる方法を選択すべきです。

PFIによる公共サービスの「産業化」は、大企業への奉仕というだけでなく、官から民へ主導権がうつることにより、①自治体の関与が少なくなり、住民の立場が後退してしまう。②長期契約による莫大な利がからみ、大企業との癒着を生むおそれがある。③事故や破綻で自治体の損失・負担が増すリスクがあるなどの課題が多く、これらの検証が十分行われているとは思えません。やはり、PFIの導入促進はやめるべきです。そこで質問します。

⑩現在、大分市が定めるPFI導入のカギとなっている「10億円ルール」は見直すべきと考えます。見解を求めます。

5. 学びの保障について(教育委員会)

①少人数学級について

厚労省が、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を公表し、「人との間隔はできるだけ2メートル、最低1メートル空ける」という「感染防止の3つの基本」を示しましたが、40人学級での実践は困難です。こうした状況もあり、学校のあり方に関する議論が急速に広がり、全国校長会などからも、少人数学級の検討を求める声が上がりました。

国会閉会中の審査においては、政府の「骨太方針」に入った「少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備」について、日本共産党の畑野君枝議員が「少人数学級」と学級編成に係る「義務教育標準法」が検討内容に含まれるかとの質問を行い、これに対し、萩生田文科相は含まれることを認めました。

8月には、文科省の諮問機関である中央教育審議会特別部会が発表した「中間まとめ(骨子案)」にも、「少人数学級を可能とするための指導体制や施設整備を図る」ことが盛り込まれています。

もはや少人数学級は、教育関係者の共通認識であり、国民的な幅広い要求となっています。コロナ禍における対応は急務であり、課題があるからと現状維持に止まっているのは、子どもたちが安心して学べる教育の場を保障することはできません。

日本共産党議員団は、9月3日、「少人数学級を求める要望書」を教育長に提出いたしました。そこで改めて、認識を伺いたいと思います。

①少人数学級を国の責任で実施するのは大前提ですが、当面、少人数の指導体制を推進することについて見解をお聞かせください。

②補助教員の配置について

新型コロナ後の学校のあり方として、ハード面に加えソフト面でも早急な対応が必要です。学びの遅れや子どものストレスに対応する、きめ細やかな指導体制の検討が急務です。そこで質問いたします。⑫小中学校の全クラスに、補助教員の配置を行うべきと考えます。見解を求めます。

③GIGA スクール構想について

今議会で、市内全小中学校に「一人一台タブレット」を整備する、「GIGA スクール構想」が提案されました。新型コロナにおける「学びの保障」総合対策パッケージに大きく掲げられた事業ですが、私たち日本共産党は、この構想には批判的です。なぜなら、この構想が、主にIT業界の景気対策として急浮上したことに加え、タブレット使用による子どものネット依存や視力低下などの健康被害、教員の負担増、使い方次第では画一的な授業になりかねないこと、将来的に自治体の負担が膨大になることなど、解決すべき多くの課題を残しているからです。

しかし一方で、コロナ禍における新たな学習スタイルの模索や、ICTを活用した豊かな授業となる可能性もあることから、反対の立場はとりません。問題はこうした課題にどう対応するかです。それぞれの課題への対応はしっかりと検討して頂くよう求めますが、ここでは1点だけ、お聞きします。

⑬ICTの導入にあたり、近年増加しているオンライン上の事件やトラブルに子どもたちが巻き込まれることが絶対にあってはなりません。この対応について、見解を求めます。